高萩市 電子@連絡帳利用規約

高萩市在宅医療 · 介護連携推進事業

事務局 高齢福祉課 地域包括支援グループ TEL 0293-22-0080 (内線626・617) 令和6年1月 発行 目 次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 利用に関する事項 (第4条―第12条)

第3章 サービス内容

第1節 情報共有サービス (第13条―第16条)

第2節 ポータルサイトサービス (第17条—第20条)

第4章 電子@連絡帳利用に係る留意事項(第21条―第35条)

第5章 その他 (第36条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、高萩市(以下「市」という。)の在宅療養高齢者等(以下「支援対象者」という。)を支援する医療機関、介護事業所等による電子@連絡帳の利用に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(電子@連絡帳の定義)

第2条 本規約において電子@連絡帳とは、支援対象者のプライバシー保護を厳重に図りながら医療機関、介護事業所等が、インターネットを活用したネットワークにて診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を共有することで多職種連携を図り、支援対象者に質の高い医療・介護サービス等を提供することを目的とした手法と定義する。

(電子@連絡帳の運営)

- 第3条 電子@連絡帳の運営は、市が行うものとする。
- 2 電子@連絡帳の運営に関して必要な事項については、別に定める在宅医療・介護連携推 進事業多職種連携会議及び地域ケア推進会議(以下「協議会等」という。)において協議 する。
- 3 市は、電子@連絡帳の運用管理を、契約した事業者(以下「契約事業者」という。)に 実施させることができる。
- 4 契約事業者は、サービス仕様書に基づき、電子@連絡帳の運用管理を行うものとする。

第2章 利用に関する事項

(利用事業所の範囲)

- 第4条 電子@連絡帳を利用する医療機関、介護事業所等(以下「利用事業所」という。) は、市が推進する在宅医療と介護連携の趣旨を理解し、市の取組に協力できる医療機関や 介護事業所等とする。ただし、協議会等が別に認めた場合は、この限りでない。
- 2 電子@連絡帳を利用する者(以下「利用スタッフ」という。)は、当該利用事業所に属する者のみとする。

(利用の申請)

第5条 電子@連絡帳の利用を希望する医療機関、介護事業所等は、当該事業所における 管理者(以下「事業所管理者」という)を明示した上で、市に対してポータルサイトの 「事業所登録申請」から利用申請を行う。

(利用権の設定)

第6条 市は、申請が適正と認めた場合は、当該事業所を電子@連絡帳に登録するととも に、事業所管理者に電子証明書取得用番号及び電子証明書取得用暗証番号(以下「アク セスコード」という。)の付与を行う。

- 2 事業所管理者は、市から付与されたアクセスコードを用い、ポータルサイトの「初回 の証明書設定」から電子証明書をダウンロードする。また、ポータルサイトの「利用者 管理」から利用スタッフの個人毎に専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」とい う)と暗証番号(以下「パスワード」という)の付与を行う。
- 3 利用スタッフは、事業所管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。
- 4 事業所管理者は必要に応じて、ポータルサイトの「利用者管理」から電子証明書を追加発行できる。

(利用事業所内における周知)

第7条 利用事業所は、電子@連絡帳を利用している旨を当該利用事業所内に掲示するなど、周知に努めなければならない。

(利用環境の整備)

- 第8条 利用事業所は、電子@連絡帳を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。(申請内容の変更等)
- 第9条 事業所管理者は、人事異動その他の状況の変化により申請した内容に変更が生じた場合は、市に対してポータルサイトの「利用者管理」から変更登録を行わなければならない。

(利用の中止)

第10条 利用事業所が電子@連絡帳の利用を中止する場合は、市に対してポータルサイトの「利用廃止申請」から中止申請を行う。

(ユーザー I D、パスワードの再発行)

- 第11条 事業所管理者は、利用スタッフのユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、事業所管理者の責任においてオンライン再発行をすることができる。
- 2 前項の場合において、再発行の手続きが困難な場合は、事業所管理者の責任のもと、市 に対して当該 I Dの利用停止と新たなユーザー I D及びパスワードの付与を依頼するこ とができる。

(利用に関する問い合わせ)

第12条 利用スタッフは、電子@連絡帳の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、市に問い合わせることができる。

2 問い合わせの対応時間は、月曜日から金曜日(祝日と、12月29日から1月3日までは除く)までの9:00~17:00とする。

第3章 サービス内容

第1節 情報共有サービス

(連携方法)

第13条 電子@連絡帳で取り扱う情報は、契約事業者が提供するクラウドのストレージ 領域に保管され、利用スタッフは許可された情報のみにアクセスすることができる。

(支援対象者の同意)

- 第14条 電子@連絡帳で支援対象者に関する情報を他の利用スタッフと共有する場合は、 利用スタッフは同意書を用い支援対象者本人(同意困難の場合はその家族)の同意を得る ものとする。
- 2 電子@連絡帳に保管された情報について支援対象者本人(同意困難な場合はその家族) から削除の申し出があった場合は、当該利用スタッフはこれに応じなければならない。
- 3 前項の削除の申し出を受けた場合は、利用スタッフが電子@連絡帳システムでの所定 の操作を行い、当該情報の「支援中止」の設定を行う。

(連携情報の保管期間)

- 第15条 電子@連絡帳で取り扱う情報は、市と契約事業者の契約がある限り電子@連絡 帳のシステム内に保管される。
- 2 協議会等は運営上必要な判断に基づき保管情報の一部もしくは全部を、契約事業者に 削除するよう指示する場合がある。

(連携情報の取り扱い)

- 第16条 電子@連絡帳で取り扱う情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。
- 2 電子@連絡帳で取り扱う情報の内容については、市及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。但し、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施した情報に関しては、完全性と正確性は担保される。
- 3 将来、他の市町村等との連携契約が締結された場合は、電子@連絡帳で取り扱う情報を 他の市町村等との間で共有することを可能とする。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第17条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン等を使用して自由

にアクセスできるものとし、電子@連絡帳の概要や利用事業所の情報等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

(利用事業所の公開)

- 第18条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、利用事業所の名称や連絡先等 とする。
- 2 事業所管理者は、第5条で定めた電子@連絡帳の登録申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの利用事業所の情報を提供するものとする。
- 3 事業所管理者は、自らの利用事業所の情報の全部又はその一部について、情報の公開を 拒否することができる。

(利用事業所限定の情報)

- 第19条 利用スタッフのみが閲覧できる情報は、市が利用事業所のみに公開する情報及 び第1節に規定した情報とする。
- 1 市は、公開情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第20条 市は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第4章 電子@連絡帳利用に係る留意事項

(ユーザー I D、パスワードの管理)

第21条 利用スタッフは、事業所管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより電子@連絡帳上でなされた一切の行為及びその結果については、利用スタッフが責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として支援対象者に関する情報が保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用スタッフは、細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保持の責任)

- 第22条 利用事業所は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避する ため、利用スタッフの責任を明確にするとともに、利用スタッフ個人に機密保持の責任を 持たせるものとする。
- 2 利用事業所及び市は、電子@連絡帳の利用にあたり、電子@連絡帳で取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 利用事業所及び市は、電子@連絡帳で取り扱う情報について、個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び市個人情報保護条例(平成19年条例第13号)等を遵守すると

ともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用スタッフの教育)

- 第23条 利用事業所は、利用スタッフが本規約及び諸規程を遵守するため、原則として利用スタッフへのセキュリティ教育を定期的に(年1回程度)実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。
- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行 うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

- 第24条 利用スタッフは、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに利用事業所を通じて市へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて市は契約事業者へ報告と技術的な相談を行うものとする。
- 2 市は、前項の報告を受けた際、必要に応じて臨時の協議会等を召集し、事故防止の対策 を検討するものとする。
- 3 契約事業者は、市からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その対応範囲等については、市と契約事業者の間で協議するものとする。

(利用スタッフの意識の高揚)

第25条 利用事業所は、利用スタッフの情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机 上の整理整頓、不在時にパソコン等の電源を消すとともに、パソコン等から個人が直接指 示できる外部からのダウンロード、USBメモリ、フロッピー等からの入力、電子メール の操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第26条 電子@連絡帳で取り扱う情報処理システムを保護するため、利用事業所は、利用 スタッフの個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用 許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウィルス対策)

第27条 利用事業所は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持 管理については利用事業所において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第28条 利用事業所は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体(磁気テープ、カセット、CD、D VD、印刷された用紙など)については、利用事業所内で一定の取り決めをし、利用、保

管、廃棄を行うものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は 責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取り扱い)

- 第29条 利用事業所は、利用スタッフが取り扱う移動可能な機器(タブレットやスマートフォンなど)について、利用事業所の責任において一元的に管理し、利用スタッフに配付したものについては利用スタッフ各自が責任を持って管理するものとする。
- 2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は 責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第30条 市は、電子@連絡帳のサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要 と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行 った場合は、契約事業者は、利用事業所へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実 に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

- 第31条 市は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、 当該利用スタッフの了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することが できるものとする。
- 2 前項の実施に際して、緊急性を要する場合、市は契約事業者に作業の代行を依頼する場合がある。契約事業者は停止後できるだけ速やかに市に報告をする。
- 3 前2項により当該利用スタッフに損害が発生した場合、市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(データバックアップ)

- 第32条 電子@連絡帳のシステム内に保管されている情報については、仕様書に基づき データのバックアップを行う。
- 2 前項のバックアップは、システムの障害に備えるものであり、利用事業所もしくは市からの依頼で個別にバックアップデータへの復元を行うことはできない、よって利用スタッフはデータの誤削除等が起きないように努めるものとする。

(サービスの一時停止)

- 第33条 市は、次のいずれかが起こった場合には、利用事業所に事前に通知することなく、一時的に電子@連絡帳のサービスを停止することができるものとする。
 - (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができな

くなった場合

- (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) その他、運用面又は技術面により、契約事業者が一時的な停止(定期もしくは、 緊急メンテナンス)が必要と判断し実施する場合
- 2 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に電子@連絡帳のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、速やかに市への連絡とポータルサイトへの告知をしなければならない。
- 3 第1項及び第2項により利用事業所に損害が発生した場合、市及び契約事業者はいか なる責任も負わない。

(サービスの中止)

第34条 市は、利用事業所に少なくとも1か月前に予告をした上で、電子@連絡帳のサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

- 第35条 利用事業所は、電子@連絡帳の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 公序良俗に反すること。
 - (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
 - (3) 他の利用スタッフ又は第三者の著作権を侵害すること。
 - (4) 他の利用スタッフ又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
 - (5) 他の利用スタッフ又は第三者を誹謗中傷すること。
 - (6) 本規約及び第4条第2項に掲げる規程等に違反すること。
 - (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
 - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
 - (9) ID又はパスワードを不正に使用させること。
 - (10) 電子@連絡帳の運営を妨害すること。
 - (11) その他市が利用スタッフとして不適切と判断したこと。
- 2 利用事業所が前項のいずれかに該当する場合、市は、当該利用事業所に事前に通知又は 催告することなく、利用事業所としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用事業所としての資格 を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに市に報告をしなければならない。
- 4 利用事業所が第1項の各号いずれかに該当することで市又は契約事業者が損害を被った場合、利用事業所に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 その他

(規約の変更及び諸規定の制定等)

- 第36条 市は、利用事業所の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃 を行うことができるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、利用事業所へ変更した旨を、ポータル サイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

付 則

(施行期日)

1 本規約は、令和6年1月1日から施行する。